

## 第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、平成25年6月19日、広島県情報公開条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、次の各行政文書についての5件の開示請求を行った。

- (1) 平成23年〇月〇日及び〇日の三原警察署の管内の警ら状況が分かる資料（警らした場所，時間，主な出来事，警らに使用した車両及び台数などが分かるもの）警らに当たった班などが複数ある場合は，それぞれの警ら状況が分かるもの（以下この文書の開示請求を「本件請求1」という。）
- (2) 平成23年〇月〇日及び〇日の東広島警察署の管内の警ら状況が分かる資料（警らした場所，時間，主な出来事，警らに使用した車両及び台数などが分かるもの）警らに当たった班などが複数ある場合は，それぞれの警ら状況が分かるもの（以下この文書の開示請求を「本件請求2」という。）
- (3) 平成23年〇月〇日，〇日及び〇日の尾道警察署の管内の警ら状況が分かる資料（警らした場所，時間，主な出来事，警らに使用した車両及び台数などが分かるもの）警らに当たった班などが複数ある場合は，それぞれの警ら状況が分かるもの（以下この文書の開示請求を「本件請求3」という。）
- (4) 平成23年〇月〇日及び〇日の府中警察署の管内の警ら状況が分かる資料（警らした場所，時間，主な出来事，警らに使用した車両及び台数などが分かるもの）警らに当たった班などが複数ある場合は，それぞれの警ら状況が分かるもの（以下この文書の開示請求を「本件請求4」という。）
- (5) 平成23年〇月〇日及び〇日並びに同年〇月〇日，〇日，〇日，〇日及び〇日の海田警察署の管内の警ら状況が分かる資料（警らした場所，時間，主な出来事，警らに使用した車両及び台数などが分かるもの）警らに使用した車両，班が複数ある場合は，それぞれの警ら状況が分かるもの（以下この文書の開示請求を「本件請求5」という。）

### 2 本件請求1から本件請求5までに対する決定

- (1) 実施機関は、本件請求1に対し、開示請求書に記載された日の三原警察署の勤務日誌（「警ら用無線自動車用」及び「交番，警察署所在地，駐在所用」。以下同じ。）（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、平成25年7月1日付けで、保存年限満了により廃棄したため不存在であることを理由とする不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (2) 実施機関は、本件請求2に対し、開示請求書に記載された日の東広島警察署の勤務日誌（以下「本件対象文書2」という。）を特定し、平成25年7月2日付けで、保存年限満了により廃棄したため不存在であることを理由とする不開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- (3) 実施機関は、本件請求3に対し、開示請求書に記載された日の尾道警察署の勤務日誌（以下「本件対象文書3」という。）を特定し、平成25年7月2日付けで、保存年限満了により廃棄したため不存在であることを理由とする不開示決定（以下「本件処分3」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 実施機関は、本件請求4に対し、開示請求書に記載された日の府中警察署の勤務日誌（以下「本件対象文書4」という。）を特定し、平成25年7月2日付けで、保存年限満了により廃棄したため不存在であることを理由とする不開示決定（以下「本件処分4」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (5) 実施機関は、本件請求5に対し、開示請求書に記載された日の海田警察署の勤務日誌を特定し、平成25年7月1日付けで、保存年限満了により廃棄したため不存在であることを理由とする不開示決定（以下「本件処分5」という。）を行い、審査請求人に通知した。

ところが、実施機関は、後記3の審査請求があった後、請求対象となった勤務日誌を再検索したところ、海田警察署の矢野交番以外の各交番については当該勤務日誌が存在することが判明したため、平成25年12月27日付けで本件処分5を取り消し、当該勤務日誌が条例第10条に掲げる不開示情報に該当するとして不開示とすることに変更決定し、審査請求人に通知した。

また、海田警察署の矢野交番の当該勤務日誌（以下「本件対象文書5」という。）については、開示請求の時点では保存期間が満了していなかったにもかかわらず廃棄した可能性が高いことが判明したため、平成25年12月27日付けで本件処分5を取り消し、改めて「保存年限満了前に廃棄した」ため不存在であることを理由とする不開示決定（以下「本件処分5の2」という。）に変更決定し、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成25年8月30日、本件処分1から本件処分5までを不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

### 4 当審査会への諮問

諮問実施機関は、平成26年1月9日、本件処分1、本件処分2、本件処分3、本件処分4及び海田警察署矢野交番に係る本件処分5の2について、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 廃棄されたとする勤務日誌と同じ保存期間満了日と考えられる福山北警察署及び海田警察署の矢野交番以外の勤務日誌については、廃棄されず保管されていることが判明している。そうすると、同じ広島県警察の訓令に基づき管理されているはずの文書が、一方では保存期間満了後も保管され、他方で

は廃棄されていることとなり、明らかに不可解である。

- (2) 広島県警察における文書等の取扱いに関する訓令（平成 14 年 3 月 1 日本部訓令第 4 号。以下「文書訓令」という。）第 56 条に保存期間の延長等を定めた規定があり、同条第 1 項で「現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるものは、当該訴訟が終結するまでの間保管しなければならない。」、同条第 2 項で「保存期間が満了した文書等について職務の遂行上特に必要があると認めるときは（略）保存期間を延長することができる。」とされている。

本件は、現在〇〇を刑事被告人として行われている訴訟で、起訴された被害日時、場所を管轄する警察署を対象として開示請求を行ったものである。そのような事情を考えると、刑事裁判の証拠として使用される可能性も非常に高い事件発生日、犯行日時の記載されている本件勤務日誌が廃棄されるとは考えられない。

現に福山北警察署と海田警察署（矢野交番以外）の勤務日誌は保管されていることを考えると、これらは刑事裁判の訴訟で必要とされるため保管されているものと考えられ、そうすると他の警察署のものも保管されていると考えられる。

- (3) 海田警察署（矢野交番以外）の勤務日誌は再度検索して廃棄されていないことが判明したとしているが、開示請求は平成 25 年 6 月 18 日で、審査請求が同年 8 月 30 日であり、それから 4 か月以上も経過して廃棄されていないことに気付くとは明らかに不自然である。〇〇は刑事裁判において〇〇無罪証明のための証拠収集をするために開示請求を行っているが、同年 12 月 17 日の控訴審が終結するのを待って本件処分 5 を変更するなど、明らかに請求者の刑事裁判を妨害しようとする意図がうかがえる。

#### 第 4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭による意見陳述で主張する本件処分 1、本件処分 2、本件処分 3、本件処分 4 及び本件処分 5 の 2 を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 勤務日誌について

勤務日誌は、広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成 5 年 4 月 1 日本部訓令第 13 号。以下「運営訓令」という。）に基づき、地域警察官が、毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するものであり、保存期間は運営訓令第 49 条により「1 年」と定められている。

##### 2 文書等の保存期間の起算及び文書等の廃棄について

保存期間の起算及び文書等の廃棄については、文書訓令に基づいて実施している。

保存期間の起算については、文書訓令第 55 条の規定により「保存期間が 1 年以上の文書等の保存期間は、当該文書等を作成し、又は取得した日の属する年の翌年の初日から起算するものとする。」（抜粋）と定めている。

また、文書等の廃棄については、文書訓令第 61 条の規定により「文書管理者は、保存期間が満了した文書等については、文書等の内容又は媒体に応じた方

法により廃棄するものとする。」（抜粋）と定めている。

### 3 本件処分1から本件処分4までについて

- (1) 三原警察署に係る本件対象文書1の保存期間満了日は運営訓令第49条の規定により保存期間は1年であり、保存期間満了日は文書訓令第55条の規定により、平成24年12月31日となる。

このことから、本件対象文書1は保存期間が満了した文書であり、文書訓令第61条の規定に基づき平成25年2月28日に廃棄したため、本件対象文書1は存在しないため、本件処分1を行った。

- (2) 東広島警察署に係る本件対象文書2の保存期間満了日は運営訓令第49条の規定により保存期間は1年であり、保存期間満了日は文書訓令第55条の規定により、平成24年12月31日となる。

このことから、本件対象文書2は保存期間が満了した文書であり、文書訓令第61条の規定に基づき平成25年2月28日に廃棄したため、本件対象文書2は存在しないため、本件処分2を行った。

- (3) 尾道警察署に係る本件対象文書3の保存期間満了日は運営訓令第49条の規定により保存期間は1年であり、保存期間満了日は文書訓令第55条の規定により、平成24年12月31日となる。

このことから、本件対象文書3は保存期間が満了した文書であり、文書訓令第61条の規定に基づき平成25年2月27日に廃棄したため、本件対象文書3は存在しないため、本件処分3を行った。

- (4) 府中警察署に係る本件対象文書4の保存期間満了日は運営訓令第49条の規定により保存期間は1年であり、保存期間満了日は文書訓令第55条の規定により、平成24年12月31日となる。

このことから、本件対象文書4は保存期間が満了した文書であり、文書訓令第61条の規定に基づき平成25年2月27日に廃棄したため、本件対象文書4は存在しないため、本件処分4を行った。

### 4 本件処分5の2について

- (1) 海田警察署に係る、本件請求5の開示請求書に記載された日の勤務日誌の保存期間満了日は運営訓令第49条の規定により保存期間は1年であり、保存期間満了日は文書訓令第55条の規定により、平成24年12月31日となる。

このことから、当該勤務日誌は保存期間が満了した文書であるため廃棄したと考え本件処分5を行ったが、再検索した結果、矢野交番以外の勤務日誌はいまだ廃棄されておらず、保存されていることが判明した。また、矢野交番に係る本件対象文書5については、保存年限満了前であったが、所定の保管場所を捜索しても見当たらなかった。このため、当時の矢野交番の勤務員全員に聴取を行い、平成23年の勤務日誌の所在について調査した結果、平成24年11月20日の文書廃棄時に平成22年の勤務日誌と一緒にしてしまい、誤って廃棄した蓋然性が非常に高いことが判明した。

- (2) このため、海田警察署矢野交番以外の勤務日誌については、平成25年12月27日付けで行政文書開示変更決定し、不存在ではなく不開示とするとともに、矢野交番に係る本件対象文書5については、不存在であることに変わりはないが、同日付けで本件処分5の2を行い、行政文書を保有していない理

由を「保存年限満了により廃棄したため」から「保存年限満了前に廃棄したため」に変更した。

- (3) なお、本件審査請求は本件処分5に対してされているが、矢野交番に係る本件対象文書5が不存在であることには変わらないため、本件処分5の2に対して審査請求がされていると読み替えて、広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

## 第5 審査会の判断

### 1 勤務日誌等について

- (1) 警察署の勤務日誌は、運営訓令第48条に基づき、地域警察官が勤務箇所に応じて、所定の様式に毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するものであり、様式が定められているものとしては、交番等用（別記様式第9号）及び警ら用無線自動車用（別記様式第10号）がある。

運営訓令別表3によると、運営訓令第48条の規定による「勤務（活動）日誌」の保存期間は、勤務場所を問わず、一律に「1年」と定められている。また、文書訓令第55条の規定により、保存期間が1年以上の文書等の保存期間は、当該文書等を作成し、又は取得した日の属する年の翌年の初日から起算するものとされている。

このため、平成23年中に作成された勤務日誌は、平成24年1月1日から起算して1年間保管され、平成24年12月31日をもって保存期間が満了したものと認められる。

- (2) 諮問実施機関は、本件対象文書1から本件対象文書4までは、保存期間満了により廃棄したため存在しないと説明している。一方、海田警察署の勤務日誌については、本件処分5では保存期間満了により廃棄したとしていたが、審査請求があった後に再検索したところ、矢野交番分以外は廃棄されていないことが判明し、矢野交番分（本件対象文書5）については保存期間満了前に廃棄した可能性が高いことが判明したため、本件処分5の2により、不存在とする理由を「保存年限満了前に廃棄したため」に変更した。
- (3) 本件審査請求は本件処分1から本件処分5までに対するものであるため、本件対象文書5に関しては、本来、本件処分5の妥当性について判断すべきであるが、実施機関は既に本件処分5を本件処分5の2に変更しているため本件処分5の妥当性について判断しても意味がなく、また、同じ不存在であるため、本件処分5の2に対する審査請求であると読み替えても審査請求人に何ら不利益となるものではない。

したがって、以下、本件処分1から本件処分4まで及び本件処分5の2の妥当性について判断することとする。

### 2 本件処分1から本件処分4までの妥当性について

- (1) 本件対象文書1から本件対象文書4までは、いずれも平成23年中に作成された勤務日誌であり、上記1の(1)のとおり、文書の保存期間は平成24年12月31日に満了したと認められる。また、諮問実施機関によると、実施機関は、本件対象文書1及び本件対象文書2については平成25年2月28日に、本件対象文書3及び本件対象文書4については同年2月27日に廃棄した

ということである。

当審査会において、三原、東広島、尾道及び府中の各警察署において平成25年2月に廃棄した際の起案等に添付された文書の一覧表を見分したところ、いずれの一覧表にも平成23年の勤務日誌が含まれていた。

- (2) 諮問実施機関の上記説明に対し、審査請求人は、文書訓令第56条第1項第2号の規定により「現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの」は当該訴訟が終結するまでの間保存しなければならないこととされ、また、同条第2項の規定により「文書管理者は、保存期間が満了した文書等について、職務の遂行上特に必要があると認めるときは、(略)保存期間を延長することができる。」とされているところ、刑事事件の証拠として使用される可能性が非常に高い事件発生日、犯行日時等の勤務日誌が廃棄されるとは考えられない旨主張する。

このため、諮問実施機関に勤務日誌の保存期間の延長の必要性について確認したところ、刑事事件の事件現場の状況については、実況見分調書、捜査状況報告書等の捜査書類で証拠保全しているため、一般に刑事事件があった場合、その事件について記載されている勤務日誌は、刑事裁判の証拠などのために保存しておく必要はなく、現に本件対象文書1から本件対象文書5までについて、文書訓令第56条の規定により保存期間の延長の手続を行ったものはないということであった。

上記1の(1)のとおり、勤務日誌が、毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにするために作成するものという性質のものであることからすると、たとえ勤務日誌中に後に刑事事件に発展する事項が含まれていたとしても、刑事裁判の証拠等のため勤務日誌を保存しておく必要はなく、現に保存していないとの諮問実施機関の説明は不自然ではない。

- (3) また、審査請求人は、「同じ時期に開示請求をした福山北署の勤務日誌及び海田警察署(矢野交番以外)の勤務日誌は保管されていたことを考えると、これらは刑事事件の訴訟で必要とされるため保管されているものと考えられ、そうすると他の警察署のものも保管されていると考えられる。」と主張する。

このため、諮問実施機関に警察署における文書の廃棄時期について確認したところ、文書等の廃棄は原則として年2回行っているが、福山北警察署及び海田警察署においては、年1回としており、平成24年12月31日に保存期間が満了した文書は、福山北警察署では平成25年6月26日に、海田警察署では同年11月27日及び28日に廃棄することとしていたということであったため、開示請求のあった同年6月19日時点では、いずれもまだ廃棄していなかったにすぎず、勤務日誌を保存したことにつき、特別の理由はないということであった。

本件請求1から本件請求5までが平成25年6月19日に行われた(福山北警察署にも同日に同様の勤務日誌の開示請求があった。)ことを考えると、開示請求日前に廃棄した三原、東広島、尾道及び府中の各警察署については対象となる勤務日誌が存在せず、開示請求日後に廃棄される予定であった福山北警察署及び海田警察署(矢野交番を除く。)については存在したという説明には整合性があり、特段疑わしい点は見当たらない。

- (4) 以上により、実施機関が行った本件処分1、本件処分2、本件処分3及び

本件処分4は妥当である。

### 3 本件処分5の2の妥当性について

上記2の(3)のとおり、海田警察署では、平成24年12月31日に保存期間が満了した文書は平成25年11月27日及び28日に廃棄することとしていたということであるから、本来同署矢野交番に係る本件対象文書5は同年6月19日の開示請求時点では存在していたはずである。

しかしながら、諮問実施機関の説明によると、本件対象文書5は所定の保管場所を捜索しても見当たらなかったため、当時の矢野交番の勤務員全員に聴取して調査したところ、保存期間が満了した前年の勤務日誌と一緒に廃棄した可能性が高いということである。

実施機関が勤務日誌を誤廃棄したとすれば、実施機関の文書管理が適切さを欠いていると言わざるを得ず、情報公開の観点からも極めて遺憾な事態であるが、本件対象文書5が所定の保管場所になく、実施機関が当時の矢野交番の勤務員全員に聴取しても発見できなかったというのであり、また、海田警察署の矢野交番分以外の勤務日誌が存在することを認めて不開示としつつ、あえて矢野交番分だけを隠匿しているとは考えられないことから、諮問実施機関の上記説明を是認するほかない。

したがって、実施機関が本件処分5の2を行ったことはやむを得ない。

### 4 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
26. 1. 9	・ 諮問を受けた。
26. 1. 15	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
26. 2. 13	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
26. 2. 18	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
26. 3. 13	・ 審査請求人から意見書を収受した。
26. 3. 17	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 9. 18 (平成 26 年度第 6 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
26. 11. 19 (平成 26 年度第 7 回第 3 部会)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 12. 17 (平成 26 年度第 8 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。



参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士